「ふじみ野市文化施設管理運営計画(案)」に関する意見等の募集結果について

■提出期間

令和2年3月9日(月)~ 令和2年3月27日(金)

■意見の募集結果

提出者数 40名 提出件数 103件

■意見提出方法の内訳

郵便0件ファクシミリ1件電子申請0件電子メール1件直接書面による提出38件

■担当課

文化・スポーツ振興課

■意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	件	市の考え方(修正がある場合は修正内	修正
		数	容)	
1	【22頁】生涯学習、社会教育、文化	2	22 頁では、従来の生涯学習、社会教	
	芸術の再定義		育、公民館の定義を整理し踏まえた上	
	生涯学習・社会教育、文化芸術の関		で、新たな文化施設を「文化芸術と生	
	係図がありますが、生涯学習と社会教		涯学習の拠点」と位置付け、ふじみ野	
	育の位置づけが良くわかった。		市文化施設基本構想の「集う・憩う」	_
			「創り出す・発信する」「学ぶ・育む」	
			「出会う・触れ合う」「育てる・継承す	
			る」という機能を管理運営に具体的に	
			反映していきます。	
2	【22頁】生涯学習、社会教育、文化	1	20 頁の社会教育・公民館の課題で	
	芸術の再定義		は、平成 31 年 3 月 20 日に出されたふ	
	「文化芸術のうち、地域で市民等が		じみ野市公民館運営審議会による建議	
	趣味や生活の質の向上のために取り組		の中で示された主な課題を抜粋で掲載	
	む文化芸術活動」は、従来どおり教育		しています。それらの課題を解決する	
	委員会(公民館)の事業にした方が良		ために、この文化施設管理運営計画	
	٧٠°		(案)では、教育委員会(公民館)と市	
			長部局における役割分担について見直	_
			しを図りました。	
			文化芸術については、市長部局(文	
			化・スポーツ振興課) が主体的に担い、	
			引き続き、教育委員会(公民館)は、「地	
			域の課題発見・解決に向けた事業」や	
			「地域連携事業(一部)」などを担う計	
			画です (22 頁及び 59 頁参照)。	

			なお、事業を進めるに当たりまして	
			は、お互いに連携を密に取りながら、	
			取り組みます。	
3	【22頁】生涯学習、社会教育、文化	1	22 頁では、文化芸術を地域で市民等	
	芸術の再定義		が趣味や生活の質の向上のために取り	
	 「文化芸術固有の価値向上を図る活		 組む文化芸術活動は生涯学習に含み、	
	 動」の実施主体については、①市民の		 文化芸術固有の価値向上を図る活動は	
	運営への参加、②市としてのしっかり		生涯学習の範囲外と定義しました。	
	とした関与、③芸術監督などの専門家		文化芸術事業については、29頁の基	
	の配置が不可欠である。安易な業者委		本方針の中で、「ふじみ野らしさを表す	
	託は、規格内容、市民に対するサービ		独自の参加・創造事業に取り組む」、「市	
	スなどで問題がある場合が多い。		民参加を促す取り組みの推進 など 6	
	3. C 111.0.CM 07 0 % 1 N 2 1 0		つの方針を掲げています。文化芸術固	_
			有の価値向上を図る活動につきまして	
			も、同様の基本方針に基づき市民の皆	
			さまの協力をいただきながら、取り組	
			みます。	
			**/ **	
			として、分野ごとの専門人材を多く配	
			置すること、文化芸術、生涯学習に関	
			する情報・人・活動・施設をつなぐ体制	
			づくりなど目指す方針を掲げました。	
4	【25頁】「事業」の考え方	1	25 頁は、新たな文化施設の「事業」	
	今まで同じような事業が色々な施設		の定義をまとめ、新たな文化施設で行	
	で行われており、何を目指しているの		う「自主事業」は、運営者だけでなく市	
	かよくわからなかった。26 頁に「新た		民等の様々な方々が行う事業との共	
	な文化施設に求める機能」を表にまと		催、後援、協力を推進し、市内で行われ	_
	め可視化したことで、事業の構成と機		る催し、活動のすべてで「みんなの広	
	能がわかりやすい。		 場 「アートあふれるまち の実現を目	
			 指します。そのため「自主事業」という	
			 ことばでなく「事業」に統一しました。	
5	【26頁】事業の構成	1	図書館事業における「普及」「年代別」	
	「基本理念を通じた文化・コミュニ		「ボランティア育成」「連携」につきま	
	ティの振興」の概念図と表の説明があ		しては、35 頁の(仮称)西地域文化施	
	いまいで、内容が理解できない。特に		設の図書館事業の 4 つの分類を図と表	
	図書館の普及、年代別の内容が理解し		に掲載したものです。	
	にくい。		①「普及」は、普段あまり図書館を訪	_
			れない人へのきっかけづくり、普段訪	
			れている図書館の違った魅力を知る機	
			会の提供を通じ、より多くの人に図書	
			館の多様性を普及する事業です。	

		I		
			②「年代別」は、乳幼児、小学生、中	
			学生、高校生、高齢者など、各年代に合	
			わせた本との出会いを促す事業です。	
			③「ボランティア育成」は、読み聞か	
			せや音訳ボランティアのスキルアップ	
			支援や、図書館の仕事を体験する事業	
			など、図書館の運営に関わる人材を育	
			成する事業です。	
			④「連携」は、施設内に複合されたホ	
			ール、創造育成機能の活用、学校図書	
			館や地域協働学校等との協力など、施	
			設内外の機能、機関と連携して取り組	
			む事業です。	
			26 頁の表は、「新たな文化施設に求	
			める機能 (5 頁)」と「各施設の事業 (27	
			頁以降)」との関係性を示したもので	
			す。どの施設のどの事業が「文化施設	
			に求める機能」にどのように関わって	
			いるのかを確認するために作成しまし	
			た。	
6	【27頁】複合事業	2	複合事業については、ふじみ野市で	
	今までは、社会教育を目的とした施		の新しい取組であり、従来の公民館事	
	設であったことから、利用する機会が		業の枠を超え、幅広い世代の方が施設	
	なかった。管理運営計画のなかで「文		を訪れ、参加、交流、集うなどの事業を	
	化芸術事業」「生涯学習事業」「図書館		進めながら、コミュニティ形成等も図	
	事業」が複合し、館内・まち全体で楽		っていきます。	_
	しむことができる複合事業の展開を検			
	討するのであれ、イオンの買い物の後			
	に、訪れたくなるような事業展開を期			
	待する。			
7	【29頁】文化芸術事業について	1	29 頁の文化芸術事業は、ふじみ野市	
	ふじみ野市には専門的なホールがな		文化振興計画やふじみ野市文化施設整	
	く近隣市町に比べると文化芸術事業の		備基本構想・基本計画を踏まえ、基本	
	取組も遅れている。現在、地域のアー		方針として整理しました。今後は、内	
	ティストが音楽家協会を結成し頑張っ		容をさらに深めていきます。	_
	ている。このような地域で頑張るアー			
	ティストが市内で活躍していくために			
	も 29 頁の文化芸術事業の内容を充実			
	し、具体的な取組を作り上げて欲しい。			
			•	

8	【42頁】貸館計画	3	現在の公民館でも貸館は行っており	
	貸館にするのは反対である。		ます。新しい文化施設を利用したい団	
			体等に対して、ホールや音楽室、手工	_
			芸室、学習室、会議室等を貸し出すこ	
			とにより、市民の皆さまの様々な活動	
			の場を提供していきます。	
9	【42頁】貸館計画	1	42 頁からの貸館計画では、施設利用	
	市民が様々な文化芸術に触れる機会		の利便性向上、複合施設のメリット等	
	として、また、様々な団体が自由に活		を念頭に、市内及び近隣の状況も踏ま	
	用できる貸館計画を進めていただきた		え基本的な考え方を示しました。	
	い。ホールなど午前・午後の空いてい		そのため、開館日の増、開館時間の延	_
	る時間は、若手アーティスト等の練習		長、個人利用、営利利用、連続利用への	
	にも使えるよう連続利用ができること		利便性の向上を図っています。	
	は望ましい。併せて、平日料金と土日			
	料金の差も検討していただきたい。			
10	【44頁】貸出区分・時間	1	基本的には、午前(9時~12時)、午	
	公民館は、1時間単位での予約・使		後(13 時~17 時)、夜間(18 時~22	
	用ができたが、午前、午後、夜間の貸		時)の 3 区分とし、利用者の十分な活	
	し出しとなる。時間単位での使用は利		動時間を担保します。	
	用する側にとって便利であり、施設の		なお、ホール以外の施設については、	
	有効活用ができる。		一定の期間経過後に時間単位の利用受	_
			付ができるよう配慮いたします。	
			また、短時間の打ち合わせ等には、共	
			用部分のフリースペースを利用してい	
			ただくことも可能です。	
11	【45頁】利用者の種別	13	ふじみ野市管理運営計画(案) は、今	
	営利利用はさせないで欲しい。		までの公民館施設を、専門性の高いホ	
	障がい者団体が活動資金のために行		ール、図書館、生涯学習機能を持ち併	
	うのは良いが、民間の業者は反対であ		せた複合施設とする(仮称) 西地域文化	
	3.		施設として整備するための計画です。	
	<u> </u>		5 頁に、ふじみ野市文化施設基本構	
			想・基本計画の基本理念である「「楽し	
			いね」「また行こう」新たな楽しみに出	
			会えるふじみ野の文化と人の交流拠	_
			点」とし、新たな文化施設に求める機	
			点」とし、利にな文化施設に求める機能を示しました。	
			その考え方を基本に、22頁にはふじ	
			み野市における生涯学習、社会教育、	
			文化芸術を再定義し、24 頁に、新たな	
			文化施設における管理運営計画の構成	
			を示しました。	

ご質問の「45 頁の営利利用」については、地域の民間事業者と連携し多様な趣味の教室や生涯学習講座の開催、有料講師を招くサークル活動なども可能となります。これらは、市民からの要望も踏まえ、学習への選択肢の幅を広げることを目的としています。なお、営利利用に関するルールについては、市民の皆さまの利用を考慮しながら、今後詳細を検討していきます。 12 【45頁】利用者の種別 1 定期に利用される方、不定期に利用	
な趣味の教室や生涯学習講座の開催、 有料講師を招くサークル活動なども可能となります。これらは、市民からの要望も踏まえ、学習への選択肢の幅を広げることを目的としています。 なお、営利利用に関するルールについては、市民の皆さまの利用を考慮しながら、今後詳細を検討していきます。	
有料講師を招くサークル活動なども可能となります。これらは、市民からの要望も踏まえ、学習への選択肢の幅を広げることを目的としています。 なお、営利利用に関するルールについては、市民の皆さまの利用を考慮しながら、今後詳細を検討していきます。	
能となります。これらは、市民からの 要望も踏まえ、学習への選択肢の幅を 広げることを目的としています。 なお、営利利用に関するルールにつ いては、市民の皆さまの利用を考慮し ながら、今後詳細を検討していきます。	
要望も踏まえ、学習への選択肢の幅を 広げることを目的としています。 なお、営利利用に関するルールにつ いては、市民の皆さまの利用を考慮し ながら、今後詳細を検討していきます。	
広げることを目的としています。 なお、営利利用に関するルールについては、市民の皆さまの利用を考慮しながら、今後詳細を検討していきます。	
なお、営利利用に関するルールについては、市民の皆さまの利用を考慮しながら、今後詳細を検討していきます。	
いては、市民の皆さまの利用を考慮し ながら、今後詳細を検討していきます。	
ながら、今後詳細を検討していきます。	
19 【45頁】利用者の種別 1 党制に利用される方 不定期に利用	
12 12 0 尺』 (17/11/11 */15/11 1 上がパーツカ でかり、 (下に対パーツ)カ	
定期利用を優先させないで欲しい。 される方のどちらの利用に対しまして	
も平等な利用が可能になるよう努めて	_
いきます。	
13 【49頁】連続利用日数の制限 5 創造的な活動を日数制限なく取り組	
連続利用の日数は制限を設けた方がんでいただく余地を残すために制限を	
良い。	_
市民の皆さまの利用を考慮しながら運	
用において調整等を行っていきます。	
14 【50頁】使用料(利用料金)の考え 17 公民館等の公共施設を維持するため	
方に多額の費用を要しています。公民館	
減免制度は継続すべき。 の維持管理費には、公民館を利用して	
私たちは、自分の利益のためではないない方々の税金も充てられているの	
く、文化生活を高めるために行うもの。 が現状です。公民館を利用していただ	
く方々には、その費用の一部を負担し	
ていただく公民館の減免制度を見直し	
令和2年4月1日から適用となるふじ	_
み野市公民館条例の一部改正を行いま	
した。	
なお、見直しに当たりましては、東西	
施設の料金の均衡を図るとともに、過	
度の負担とならぬよう配慮して使用料	
を設定しました。	
15 【50頁】使用料(利用料金)の考え 1 ご指摘のとおり、図書館法第 17 条	
方では、公立図書館の入館料と図書館資	
図書館では図書館法により入館料と 料の無料が規定されており、新たな文	
図書館資料の無料が規定されている。	
集会室等についての規定はないが、多なお、図書館の集会室等につきまし	_
くの公立図書館で無料にしてきてお ては、No.9 の市の考え方のとおり、図書	
り、無料にすべきである。 館の集会室等を利用していただく方々	
には、その費用の一部を負担していた	

			だくこととし、令和2年4月1日から	
			適用となる図書館条例の一部改正を行	
			いました。	
16	【50頁】使用料(利用料金)の考え	14	令和2年4月1日に改正したふじみ	
	方		野市公民館条例では、東西施設の料金	
	新しい施設で再度使用料を変更する		の均衡を図るとともに、過度の負担と	
	ことに反対。		ならぬよう配慮して使用料を設定しま	
			した。	
			新しい文化施設においても同様の考	_
			え方を継承していきたいと考えていま	
			 す。なお、機能が向上する施設や新た	
			 に整備する備品等についての使用料に	
			 ついては今後検討していきます。	
17		1	57 頁に運営者に求める者として、新	
	専門性の高いホールを活用し文化芸		たな文化施設では、各機能における専	
	術事業を行うには、ハード・ソフト両		門人材の配置、情報・人・施設をつなぐ	
	面で専門職員が必要と考える。市の職		体制、市内の人材活用、人材の育成な	
	員にこだわらず、民間でも専門性が高		どの基本方針を示し、これまでの社会	_
	く、市民に文化芸術の普及を積極的に		教育施設運営の課題を踏まえながら、	
	進めていく高い志を持つ人材の配置		地域に寄り添った運営は継続していき	
	を。		ます。	
18	【57頁】運営者に求めるもの	1	57。 57 頁では、各公民館における現状の	
10	「職員の異動に伴う専門性・継続性	1	課題を認識した上で、運営者に求める	
	の確保の難しさ」が書かれているが、		ものとして5点を掲げています。特に	
	「社会教育主事や図書館司書などの専		重要であるのは、専門人材の配置です。	
	門資格を有する人材」やその他の人材		社会教育主事や図書館司書などの専門	
	の配置が謳われており、早急な改善を		資格を有する人材や文化芸術、生涯学	_
	求める。		習、図書館サービス、経営管理等のそ	
	1000°		,	
			れぞれの分野において、見識とともに 実務経験が豊富な人材を多く配置し、	
			専門性の高い組織が質の高いサービス	
10	【50百】海岭之体	0	を提供できるよう努めていきます。	
19	【58頁】運営主体	2	図書館につきましては、26頁の「基本理会の実現な通じを文化・コミュ	
	「文化施設としての図書館」と書かれているが、図書館は、図書館は、図書館は、図書館は、図書館は、図書館は、図書館はで、「社		本理念の実現を通じた文化・コミュニ	
	れているが、図書館は、図書館法で「社		ティの振興」の図に示すとおり、教育	
	会教育法の精神に基づき」とあるよう		基本法、社会教育法及び図書館法を根	
	に社会教育施設である。このように再		拠とした社会教育施設です。	_
	定義した根拠は何か。		58 頁では「文化施設の図書館」と記	
			していますが、文中、上福岡図書館と	
			区別するためにそのような表現を使っ	
			たものです。	

20	【58頁】運営主体	1	新たな文化施設の運営主体には、複	
	図書館の運営が変わった際に、開館		合機能を活かしたユニークで多様な事	
	時間が延長された。新たな文化施設に		業、専門性の高い文化芸術事業、幅広	
	おいても、子どもから高齢者などが楽		く市民が参加できる体験型の事業など	
	しめるような事業展開や利用者の利便		が実施できる、高いコミュニケーショ	
	性が向上するように、民間事業者を活		ン能力と専門性を持つ人材が求められ	_
	用していただきたい。		ます。	
			そのようなノウハウを持つ民間事業	
			者の活用と市内の文化団体の協力を得	
			ることで実現を図りたいと考えます。	
21	【59頁】直営部分と指定管理部分の	11	新しい文化施設となっても公民館が	
	整理		無くなるわけではありません。	
	公民館をなくさないで欲しい。		平成 31 年 3 月 20 日に出されたふじ	
	公民館は、社会教育施設として利用		み野市公民館運営審議会による建議	
	されるべき。		「今後の公民館の施設方針」の中で、	
	公民館としての歴史を考えて構想を		現在の社会教育・公民館における課題	
	練って欲しい。		が示されました (20 頁参照)。	
	公民館としての存在意味が不明にな		その課題を受けて、社会教育に関す	
	る。		る専門性の確保、地域とのつながり、	
	公民館の役割を改めて説明して欲し		公民館分館も含めた施設の活用及び使	
	٧١°		用方法の見直し、地域の団体とのネッ	
	公民館として自主事業を。		トワークの形成など多くの課題解決が	_
	公民館施設の安定を望む。		求められています。	
	公民館を安心して今までのように利		そのような中、市の所管及び実施主	
	用したい。		体を整理したものが、59頁の表です。	
	「地域課題発見・解決事業」及び「郷		現状の課題解決のために、教育委員	
	土学習事業」について所管・実施主体		会(公民館)が担ってきた事業の一部	
	を「教育委員会 (公民館)」としている		を市長部局(文化・スポーツ振興課、協	
	のは多とするが、「地域連携事業」や「貸		働推進課)が引き継ぎ、本来教育委員	
	館計画」、「地域文化振興事業」につい		会(公民館)が行うべき、重要課題であ	
	て公民館から切り離すことは問題があ		る「地域の課題発見・解決に向けた事	
	る。		業」や「地域連携事業 (一部)」などに	
			ついての取り組みを進めていくもので	
			す。	
22	【59頁】運営主体	21	59 頁の表が市の所管及び実施主体	
	市の職員を配置して欲しい。		を整理したものです。	
	指定管理者に運営をすべて任せるの		今までは、教育委員会(公民館)が直	
	は反対。		営で担ってきた事業の一部を市長部局	_
	市の直営でやって欲しい。		(文化・スポーツ振興課) が引き継ぎ、	
	民間業者では利用しにくい。		指定管理者制度を導入して事業を進め	
	図書館の運営を指定管理者にして経		ます。	

験豊富な司書の確保ができるのか。

教育委員会(公民館)は、重要課題である「地域の課題発見・解決に向けた事業」や「地域連携事業(一部)」などについての取り組みを進めていくものです。

指定管理者制度は、多様化する住民 ニーズに効果的かつ効率的に対応する ため、公の施設の管理に民間の能力や ノウハウを幅広く活用しつつ、住民サ ービスの向上を図るとともに、経費の 節減等を図ることを目的としていま す。指定管理者が行う事業については、 市が作成する協定書や仕様書に基づき 事業が行われ、仕様内容に沿った運営 がきちんと行われているかなどについ てモニタリングを行い随時チェック・ 評価を行います。

指定管理者制度を導入した上福岡図書館では、サービスが向上したと市民の皆さまから高い評価をいただいているところです。新たな図書館の運営についても、指定管理者制度を導入し、経験豊富な図書館司書を必要な人数確保するとともに、市の専門職員によるモニタリング等を実施し、多くの皆さまに安心して利用していただける図書館を目指します。

23 【59頁】直営部分と指定管理部分の 整理

> 「地域課題発見・解決事業のように 地域に寄り添う取り組みや市民参加の 取り組みは行政が直接行うほうが行政 の専門性を活かし長期的に取り組むこ とができるため従来通り市が直営で行 う。」としている。図書館サービスの重 要なものの一つとして、「課題解決支 援」を積極的に行っているにもかかわ らず指定管理者となっており、論理矛 盾がある。

図書館における課題解決支援の取り 組みについては、55頁において、「ビジネス支援」、「法情報支援」、「医療状況 支援」、「行政支援」の4項目を掲げています。また、56頁では、地域文庫や地域協働学校などと連携したアウトリーチ事業などを実施する予定です。図書館事業については、指定管理者により実施してまいりますが、図書館サービスを進めていく中で、地域課題が発見された場合等には、社会教育課、公民館と情報を共有し、地域の課題解決に向けた事業を行っていきます。このような連携を図りながら、「地域の課題

	発見・解決に向けた事業」や「地域連携	
	光兄・胜伏に円りた事未」で「地域連携」	
	事業(一部)」などに関する分野につい	
	ては、教育委員会(公民館)が、主体的	
	に担っていく予定です。	